

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

第116期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

合同製鐵株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款第 15 条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.godo-steel.co.jp/>) に掲載し、ご提供いたしております。

【連結注記表】

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 15社
連結子会社の名称は、事業報告の「重要な子会社の状況」に記載しているため、省略しております。
- (2) 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 3社
持分法適用会社の名称 中山鋼業(株)、姫路鐵鋼リファイン(株)、JOHNSON ASAHI PTY. LTD.
- (2) 持分法を適用しない関連会社の名称等
(関連会社) 姫路港運(株)、九州トーカー・デーバースチール(株)
(持分法を適用していない理由)
持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	主として31年
機械装置	主として14年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアの見込利用可能期間は主として5年であります。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 環境対策引当金
電気炉ダストの処理委託先が発生物を早期に処分するための費用として、当社グループが負担すべき金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

ア. 鉄鋼事業

鉄鋼事業における鉄鋼製品等の販売については、主として当該物品の出荷時点で収益を認識しております。これは、当該物品を出荷した時点で当社グループが物理的に占有した状態ではなくなることで、顧客に対して請求権が発生すること等から、その時点で顧客が当該物品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるとの判断に基づくものであります。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しております。

イ. 農業資材事業

農業資材事業における肥料製品等の販売については、主として物品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該物品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）第98項に定められている代替的な取扱いを適用し、主として当該物品の出荷時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている外貨建取引及び外貨建金銭債権債務に係る為替予約については振当処理を採用しており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約

予定取引

金利スワップ

借入金

ウ. ヘッジ方針

当社の社内規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。なお、当該規程にてデリバティブ取引は、事業活動の一環としての取引（予定取引を含む。）に限ることとし、トレーディング目的での取引は一切行わない方針としております。また、連結子会社についても概ね当社と同様であります。

エ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却しております。なお、朝日工業㈱の取得に係るのれんの償却期間は10年であります。

⑥ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑦ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

(1) 代理人取引に係る収益認識

一部の連結子会社に係る収益について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 収益認識時点の変更

一部の連結子会社は、従来は出荷基準により収益を認識しておりましたが、契約条件等に基づき納品日に収益を認識する方法に変更しております。

(3) 顧客に支払う対価

当社は、従来は売上高から控除しておりました販売促進費等の一部を、販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。一方で、一部の連結子会社は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部を、売上高から控除する方法に変更しております。

(4) 有償受給取引

一部の連結子会社は、有償受給取引に係る売上高と売上原価を連結損益計算書上、総額表示しておりましたが、当該取引の加工費等のみを売上高に純額表示する方法に変更しております。

(5) 売上割引

一部の連結子会社は、従来、営業外費用に計上しておりました売上割引を、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,186百万円減少し、売上原価は938百万円減少し、販売費及び一般管理費は131百万円減少し、営業損失は116百万円増加し、営業外費用は121百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ5百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は10百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、鉄鋼事業及び農業資材事業を営んでおります。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	調整額	連結計算書類 計上額
	鉄鋼事業	農業資材事業	計			
売上高	187,921	13,004	200,925	3,614	△337	204,201

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「3. 会計方針に関する事項」の「(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」の「② 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たすかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得の見積りにあたり、鋼材需要や鉄スクラップ市況等の予測を主要な仮定として織り込んでおります。これらの仮定については、経営者による最善の見積りにより決定しておりますが、将来の不確実な市場環境等の変化により、当該見積りの前提となる仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。なお、当連結会計年度は、連結貸借対照表の投資その他の資産に繰延税金資産1,505百万円を計上しております。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	361百万円
土地	832
合計	1,194

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年以内返済予定分を含む)	363百万円
---------------------	--------

2. 受取手形及び売掛金

受取手形	8,610百万円
売掛金	35,735

3. 棚卸資産

商品及び製品(半製品を含む)	28,026百万円
仕掛品	227
原材料及び貯蔵品	17,232

4. 有形固定資産の減価償却累計額

175,261百万円

5. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、算定された評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号及び第5号に定める方法により算出しております。

・再評価を行った年月日……………2001年3月31日

・再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 17,145,211株

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月28日 取締役会	普通株式	585	40.00	2021年3月31日	2021年6月8日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、主に鉄鋼製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、一部の連結子会社は、社債を発行しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替相場変動リスクに晒されております。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、通貨関連では将来の為替変動によるリスク回避を目的とした為替予約取引、金利関連では将来の金利変動によるリスク回避を目的とした金利スワップ取引を実施しております。当該デリバティブ取引は、将来の金利変動、為替変動又は市況変動に伴う市場価格変動リスクを有しておりますが、上記のとおりリスク回避を目的としていることから、これらが経営に与えるリスクは限定的なものと判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各社における担当部署が取引先の財務状況を定期的に把握するとともに、取引相手ごとに期日残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については契約先が信用度の高い国内の銀行であるため、取引相手先の契約不履行という信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

1) 為替リスク

外貨建の営業債務について、事業活動の一環としての取引に伴う為替変動リスクを回避するために、為替予約を利用してヘッジしております。

2) 金利変動リスク

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

3) 市場価格変動リスク

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業等との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限を定めたデリバティブ取引管理規程に従って行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*2)	時価(*2)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	9,295	9,295	—
(2) 社債	(210)	(207)	(△2)
(3) 長期借入金	(29,690)	(29,553)	(△137)
(4) デリバティブ取引	7	7	—

(*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「1年内償還予定の社債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。また、デリバティブ取引の債権・債務は純額で表示しており、会計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 社債、並びに(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(4)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) デリバティブ取引

為替予約の時価算定は、先物為替相場によっております。なお、振当処理によるものは、支払手形及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(3)参照）。

（注2）市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額9,010百万円）は、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	9,295	—	—	9,295
デリバティブ取引 為替予約	—	7	—	7
資産計	9,295	7	—	9,302

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	207	—	207
長期借入金	—	29,553	—	29,553
負債計	—	29,760	—	29,760

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約は、金融機関から提示された価格に基づいて算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債並びに長期借入金

これらの時価は、同一の残存期間を有する債務を当社が調達する場合に現在適用される市場での金利を基に、割引現在価値法により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	6,744円80銭
1株当たり当期純損失	△76円06銭

【個別注記表】

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を含む）及び2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 主として31年

機械装置 主として14年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアの見込利用可能期間は5年であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法で按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法で按分した額を費用処理しております。

(4) 環境対策引当金

電気炉ダストの処理委託先が発生物を早期に処分するための費用として、当社が負担すべき金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

鉄鋼製品等の販売については、主として当該物品の出荷時点で収益を認識しております。これは、当該物品を出荷した時点で当社が物理的に占有した状態ではなくなること、顧客に対して請求権が発生すること等から、その時点で顧客が当該物品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるとの判断に基づくものであります。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は売上高から控除しておりました販売促進費等の一部を、販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は140百万円増加し、販売費及び一般管理費は140百万円増加しております。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

時価算定会計基準等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

III. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

IV. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表における「IV. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。なお、当事業年度は、貸借対照表の投資その他の資産に繰延税金資産519百万円を計上しております。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	106,213百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	12,704百万円
短期金銭債務	6,856

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	38,193百万円
仕入高	38,647
営業取引以外の取引高	1,030

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,517,826株

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	187百万円
関係会社株式評価損	1,670
減損損失	1,233
退職給付引当金	1,246
繰越欠損金	280
その他	93
繰延税金資産小計	<u>4,711</u>
評価性引当額	<u>△2,575</u>
繰延税金資産合計	<u>2,135</u>

(繰延税金負債)

投資有価証券	△149
前払年金費用	△757
圧縮記帳積立金	△1
その他有価証券評価差額金	△698
その他	△8
繰延税金負債合計	<u>△1,615</u>
繰延税金資産の純額	<u>519</u>

IX. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱ワイヤーテクノ	(所有) 直接63.4 間接21.6	当社製品の販売 役員の兼任	資金管理(注1)	—	流動資産 その他 (短期貸付金)	3,661
	合鐵産業㈱	(所有) 直接100.0	当社製品の販売 原料等の購入 役員の兼任	当社製品等の 販売(注2) 原料等の購入 (注2)	37,009 30,295	売掛金 買掛金	5,243 4,028

(注1) 当社では、グループ内の資金を一元管理するキャッシュマネジメントシステムを導入しており、参加会社間で資金の貸借を日次で行っているため、取引金額は記載していません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,271円05銭
1株当たり当期純利益	4円54銭